

入札時における工事費内訳書の提出について

大治町総務部財政課

本町におきましては、工事費内訳書の提出について、適切な運用を図るため、下記のとおり取り扱いますのでご注意ください。

また、入札公告等においてもお知らせしますので、必ずご確認ください。

記

1. 適用時期 平成27年4月1日以降に通知又は公告する競争入札から適用
2. 対象工事 一般競争入札又は指名競争入札に付す全ての工事
3. 様式 別紙様式のとおり
4. 内訳にかかる記載内容 入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載する。
5. 提出時期 入札時に入札書と工事費内訳書を同封して提出
ただし、電子入札の場合は、入札書送信時に電子入札システムのファイル添付機能を利用して提出する。
6. 入札の無効 工事費内訳書が未提出である場合又は提出された工事費内訳書の全部が未記載である場合は、大治町建設工事関係入札者心得書第14条第11号に規定する「その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札」に該当するものとして、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とする。
7. 入札後の取扱い 入札後、低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認する。
なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。